

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第211回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債を含む国債発行総額が約206兆円と、依然として極めて高い水準にある中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上

政3-1-3 : 保有者層の多様化

政3-1-4 : 市場との対話等

政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○ 「第211回国会 財務大臣財政演説」 (令和5年1月23日)

施策 政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容

国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことが重要です。令和4年12月23日には、こうした市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、令和5年度国債発行計画を策定・公表しました。

令和5年度の国債発行総額(予定額)は205.8兆円(対前年度当初比9.3兆円減)であり、対前年度2次補正後(227.5兆円)比では21.7兆円減と依然として極めて高い水準になっています。

こうした中、カレンダーベース市中発行額(用語集参照)は、前年度当初から8.3兆円減の190.3兆円となっております。利付債の毎月の発行額は、全年限において令和4年度2次補正後を維持した上で、前年度からの減額を、短期債の減額に充てることとしています。

また、GX経済移行債の具体的な発行方法については、GX実行会議での議論や市場参加者の意見も踏まえ、関係省庁で協力して検討することとしています。

今年度は、上記の令和5年度国債発行計画に沿って、国債発行を行っていきます。

また、翌年度の国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。

買入消却(用語集参照)についても、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に実施します。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-1-1-B-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	
(令和5年度目標)	
<p>令和5年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。</p> <p>また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。</p> <p>また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要であるためです。</p> <p>さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。</p>	
[主要] 政3-1-1-B-2：適切な債務管理	
(令和5年度目標)	
<p>借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。</p> <p>また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「10年新発債利回りの推移」 ○参考指標2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標5 「買入消却実施実績」
施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
取組内容	<p>国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。</p> <p>このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、令和5年度国債発行計画では、12.0兆円の流動性供給入札（用語集参照）を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p>

定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上
	(令和5年度目標) 令和5年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。 具体的には、令和5年度国債発行計画では、12.0兆円の流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。
	(目標の設定の根拠) 流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標2「流動性供給入札の結果」 ○参考指標3「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 ○参考指標4「投資家の国債取引高と回転率」
施策	政3-1-3：保有者層の多様化
取組内容	<p>国債の取引が様々な市場の見方や投資スタンスに基づいて行われることは、市場の状況が変化した場合に取引が一方に流れることを防ぎ、市場の安定化に寄与すると考えられることなどから、国債の保有者層の多様化を図ることは重要です。個人投資家の国債保有促進に向けた取組を進めるとともに、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、海外投資家の国債市場への参加や国債の保有促進に向けた取組を進めます。</p> <p>個人投資家向けの販売については、令和5年度国債発行計画において、発行予定額を3.5兆円としているところです。</p> <p>こうした中、個人向け国債の取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテラー会議」の開催、個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。</p> <p>また、個人投資家向けの広告については、効果測定の結果等を踏まえ、効果的に国債広告を実施し、個人投資家の国債保有促進に努めます。</p> <p>海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外IR（用語集参照）の実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外IRを実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。また、「日本国債ニューズレター」（英語版）をウェブサイト上で毎月公表すること等を通じて、海外投資家への定期的な情報提供を行うことにより、日本国債の認知・理解の向上を図ります。</p>

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-3-B-1 : 保有者層の多様化

(令和 5 年度目標)

保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I R や「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。

(目標の設定の根拠)

国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国債の保有者別内訳」
- 参考指標 2 「個人向け国債の発行額（実績）及び計画額」
- 参考指標 3 「個人向け国債の認知状況」
- 参考指標 4 「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）」
- 参考指標 5 「海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）」
- 参考指標 6 「日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数」

施策

政3-1-4 : 市場との対話等

取組内容

国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場との緊密な意見交換を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズ・動向等を的確に把握することが重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。

また、中長期的な視点から、今後の国の債務管理政策について、高い識見を有する方々から意見や助言を得るため、「国の債務管理に関する研究会」を引き続き開催することとし、技術的な側面を含め議論を行い、債務管理の枠組みの精緻化に努めます。

また、国債発行当局として、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。

定量的な測定指標

[主要]

政3-1-4-A-1 : 国債関係の懇談会等の開催状況

会合名	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
国債市場特別参加者会合	○	○	○	○	○
国債投資家懇談会	○	○	○	○	○
国の債務管理に関する研究会				○	○

(注 1) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。
 (注 2) 「国の債務管理に関する研究会」の前身である「国の債務管理の在り方に関する懇談会」は平成16年11月から令和 3 年 6 月まで計54回実施しています。
 (出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の開催を目標としました。

[主要]	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 目標値
政3-1-4-A-2：入札 結果の公表を当日 所定の時刻に行っ た割合	入札回数(a)	229	240	240	N. A.	-
	うち入札結果 の公表を所定 の時刻に行っ た回数(b)	229	240	238	N. A.	
	割合(%) (b) / (a)	100.0	100.0	99.2	N. A.	100.0

(注 1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。
 (注 2) この指標は入札が行われる場合における結果公表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。
 (注 3) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 3 月に確定し、令和 4 年度の実績評価書に記載します。
 (注 4) 令和 3 年度において、入札結果の公表を当日所定の時刻に行うことができなかった 2 件は以下の通り。
 ・同年 9 月 9 日の 5 年債入札の入札結果の公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。
 ・同年 9 月 28 日の 40 年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約 8 分早く公表していたもの。
 (出所) 理財局国債業務課調

(目標値の設定の根拠)

入札結果の公表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

なお、令和 3 年度において、入札結果の公表を所定の時刻に行うことができなかった事例が 2 件生じたことから、再発防止策として、入札結果の公表に係る事務手続きについて、改めて内容を精査し、課内で共有した上で、各担当者がこれに正確に準拠して業務を行うことを徹底しました。また、ホームページへの掲載時刻設定に際しては、複数人による確認を、目視及び読上げを経て行うよう徹底しました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-4-B-1：市場との対話等

(令和 5 年度目標)

国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。

(目標の設定の根拠)

市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組
取組内容	投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図ることは、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるためにも重要であるため、我が国の国債市場や国債管理政策について、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理レポート」（日本語版、英語版）の年1回発行や債務残高の所定の時期における公表等を行うとともに、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うこととします。

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-5-A-1： 国債関係の定期的な資料の公表	作成頻度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
債務管理レポート(日) 年1回		○	○	○	○	○
債務管理レポート(英) 年1回		○	○	○	○	○
国債統計年報 年1回		○	○	○	○	○

(注) 年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標としました。

[主要] 政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
前年度 第4四半期分		○	○	○	○	○
第1四半期分		○	○	○	○	○
第2四半期分		○	○	○	○	○
第3四半期分		○	○	○	○	○
割合		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載

(注2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。

(注3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-5-B-1：国債に係る国民等の理解の向上

(令和5年度目標)

積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。

(目標の設定の根拠)

投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」

政策目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
(項) 国債整理支出	188,968,178,757 千円	237,994,833,297 千円	233,078,677,447 千円	234,768,307,880 千円	
(事項) 公債等償還に必要な経費	179,910,535,925 千円	229,257,709,924 千円	224,341,245,956 千円	224,745,556,466 千円	
(事項) 公債利子等支払に必要な経費	9,057,642,832 千円	8,737,123,373 千円	8,737,431,491 千円	10,022,751,414 千円	
その他	25,923,176,712 千円	29,174,087,138 千円 (注3)	28,413,110,061 千円 (注4)	29,971,358,136 千円 (注4)	
内 国債整理基金の経理	2,891,399,159 千円	4,216,790,539 千円	4,095,369,059 千円	4,705,387,188 千円	
合計	214,891,355,469 千円	267,168,920,435 千円	261,491,787,508 千円	264,739,666,016 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれます。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替え掲記しています。

(注4) 政府情報システム関連予算の令和4年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国債企画課、国債業務課)	政策評価実施予定時期	令和6年6月
-------	------------------	------------	--------

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。</p> <p>財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。</p>
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- | |
|---------------------------------------------------------|
| 政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成 |
| 政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 |
| 政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 |
| 政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保 |

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第211回国会 財務大臣財政演説」（令和5年1月23日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定） ○ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定） ○ 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
取組内容	<p>令和 6 年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。</p> <p>各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和 6 年度財政投融资計画に反映します。</p> <p>各省庁・機関においては、令和 6 年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が併せて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。</p> <p>産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p> <p>財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融资分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行っていきます。</p>
定性的な測定指標	
〔主要〕 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成	
（令和 5 年度目標） 令和 6 年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。	
（目標の設定の根拠） 財政投融资の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融资計画の編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	

[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給	
(令和5年度目標)	
<p>令和6年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和5年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び出資の毀損の回避が可能となるからです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標2「財政投融资計画及び実績（機関別）」 ○参考指標3「財政融資資金の融通条件」 <p>(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa041221/zaito041221_04.pdf)</p>
施策	政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
取組内容	<p>政策コスト分析とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したもので、財政投融资計画の編成過程において融資の償還確実性の審査等に活用しています。また、事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。</p> <p>また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。</p>

これまで、財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/index.html>) や「財政投融资リポート」について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標

[主要] 政3-2-2-A-1: 財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実	年度	作成頻度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	財政投融资の概要	年1回	○	○	○	○	○
財政投融资リポート	年1回	○	○	○	○	○	○
OVERVIEW OF FILP	年1回	○	○	○	○	○	○
政策コスト分析リポート	年1回	○	○	○	○	○	○
POLICY COST ANALYSIS REPORT	年1回	○	○	○	○	○	○
財政金融統計月報 (財政投融资特集)	年1回	○	○	○	○	○	○
財政融資資金現在高	月1回	○	○	○	○	○	○
産業投資現在高	月1回	○	○	○	○	○	○
財政融資資金預託金利・貸付金利	月1回	○	○	○	○	○	○
翌年度財政投融资計画要求	年1回	○	○	○	○	○	○
財政投融资計画月別実行状況	月1回	○	○	○	○	○	○
財政投融资リポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）			昨今の経済・金融情勢を踏まえた産業投資の活用について記載	時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載	新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載	新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融资の活用について記載	財政投融资リポートの内容を見直し、より分かりやすいものとなるよう充実を図る。

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(目標値の設定の根拠)

財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

定性的な測定指標

[主要] 政3-2-2-B-1: 政策コスト分析の充実

(令和5年度目標)

財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。

(目標の設定の根拠)

財政投融资に対する国民の信頼、市場からの信託を確保する観点から、ディスクロージャーを積極

的に推進する必要があるためです。

〔主要〕 政3-2-2-B-2：財政投融资計画編成に係る情報の公表

(令和5年度目標)

令和6年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。

(目標の設定の根拠)

財政投融资計画編成に対する国民の信頼、市場からの信託を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「各機関における政策コスト」
- 参考指標2「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」
(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html)
- 参考指標3「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」
(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html)
- 参考指標4「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

施策 政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

取組内容

財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。
また、実地監査の結果を毎年度の財政投融资計画編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。

定量的な測定指標

〔主要〕 政3-2-3-A-1： 実地監査結果		独立行政法人等	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
		計画件数	3	2	3	—	N.A.
		実績件数	3	2	3	N.A.	
		実施率(%)	100.0	100.0	100.0	N.A.	100.0
		地方公共団体等	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
貸付資金の 使用状況等 (団体数)	計画件数	201	135	148	168	N.A.	
	実績件数	201	135	148	N.A.		
	実施率(%)	100.0	100.0	100.0	N.A.	100.0	
公営企業の 経営状況 (企業数)	計画件数	318	211	311	273	N.A.	
	実績件数	318	211	311	N.A.		

		実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	N. A.	100.0
<p>(注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。</p> <p>(注2) 令和4年度実績値は、令和5年6月までにデータが確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 令和5年度目標値の計画件数については、令和5年5月及び7月に実施計画を策定することとしているため、令和6年度実施計画に掲載予定です。</p> <p>(出所) 理財局管理課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保						
取組内容	<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。</p> <p>また、財政投融资特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p>						
定性的な測定指標							
[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保							
(令和5年度目標)							
<p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p>							
(目標の設定の根拠)							
<p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

政策目標に係る予算額	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度当初	令和 5 年度行政事業レビュー番号
財政投融資特別会計 財政融資資金勘定	52,903,469,224 千円	40,050,034,837 千円	35,284,292,820 千円	23,697,265,243 千円	
(項) 財政融資資金へ繰入	40,700,000,000 千円	15,000,000,000 千円	16,500,000,000 千円	12,000,000,000 千円	
(事項) 財政融資資金へ繰入れに必要な経費	40,700,000,000 千円	15,000,000,000 千円	16,500,000,000 千円	12,000,000,000 千円	
(項) 諸支出金	209,287,562 千円	227,567,629 千円	227,932,096 千円	255,647,415 千円	
(事項) 預託金利子支払等に必要な経費	209,287,562 千円	227,567,629 千円	227,932,096 千円	255,647,415 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	11,991,279,819 千円	24,820,209,707 千円	18,554,557,228 千円	11,439,807,108 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	11,991,279,819 千円	24,820,209,707 千円	18,554,557,228 千円	11,439,807,108 千円	
その他	2,901,843 千円	2,257,501 千円	1,803,496 千円	1,810,720 千円	
財政投融資特別会計 投資勘定	671,008,532 千円	362,608,525 千円	326,208,735 千円	429,808,804 千円	
(項) 産業投資支出	671,000,000 千円	362,600,000 千円	326,200,000 千円	429,800,000 千円	
(事項) 産業投資に必要な経費	671,000,000 千円	362,600,000 千円	326,200,000 千円	429,800,000 千円	
その他	8,532 千円	8,525 千円	8,735 千円	8,804 千円	
一般会計	200,000,000 (注 2) 千円	-	-	-	
(項) 産業投資支出財政投融資特別会計へ繰入	200,000,000 千円	-	-	-	
(事項) 産業投資支出の財源の財政投融資特別会計投資勘定へ繰入れに必要な経費	200,000,000 千円	-	-	-	
合計	53,774,477,756 千円	40,412,643,362 千円	35,610,501,555 千円	24,127,074,047 千円	

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3-2 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定、同年 4 月 20 日変更)を踏まえた、産業投資支出の財源として一般会計から財政投融資特別会計投資勘定に行った繰入れです。

担当部局名	理財局 (財政投融資総括課、計画官室、管理課)	政策評価実施予定時期	令和 6 年 6 月
-------	-------------------------	------------	------------

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用に取り組んでいきます。

また、公文書の適切な管理の下、法令などを遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組みます。

国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1：国有財産の有効活用の推進

政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3：普通財産の適正な管理処分

政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）
- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年11月19日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) ○ 「防災基本計画」(令和 4 年 6 月17日中央防災会議決定) ○ 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」(令和 4 年12月22日経済財政諮問会議決定)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
取組内容	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地（用語集参照）の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。</p> <p>なお、留保財産の利用方針の策定にあたっては、民間へのヒアリングなどを通じて多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行います。</p> <p>併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）、二段階一般競争入札（用語集参照）などの手法も活用します。</p> <p>また、「防災基本計画」を踏まえ、災害に備えるとともに、災害応急対策等を迅速かつ円滑に行うため、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図ります。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。</p> <p>さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれた国有財産関連施策について着実に取り組みます。</p>

定性的な測定指標**【主要】 政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用****(令和5年度目標)**

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。

介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。

また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。

併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

また、災害に備えるとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。

引き続き、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の観点から国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進等に取り組みます。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供します。

さらに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、庁舎等の国有財産を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等のための施設として、地方公共団体等に対して無償提供し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みます。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、庁舎等の国有財産を民間事業者による太陽光発電設備や電気自動車向け充電設備等の設置場所として提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。

(目標の設定の根拠)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、「今後の国有財産の管理処分のあり方について」（令和元年6月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、「有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じても、これに用いるために再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、加えて「防災基本計画」において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症に対応した国有財産の活用及び庁舎等の国有財産を活用したグリーン社会の実現に向けた取組促進が盛り込まれています。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国有地の定期借地件数の推移」 ○参考指標 2 「留保財産の取組状況」 ○参考指標 3 「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」 ○参考指標 4 「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況」
施策	政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
取組内容	<p>A 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。</p> <p>具体的には、行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、入居官署に必要な耐震性能の確保にも取り組みます。また、地方公共団体との協議会等の場で情報共有を図ることにより、地方公共団体との合築などにも取り組みます。なお、庁舎が不足している地域において一定規模の権利床（用語集参照）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、庁舎として活用します。</p> <p>老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。</p> <p>B 宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組みます。</p> <p>具体的には、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申や令和3年11月の「行政財産の未来像研究会報告書」を踏まえて、令和4年3月に発出・改正した通達に基づき、地域ごとの需要の把握や災害発生時における初動体制確保に資する業務継続計画（BCP）等に基づく緊急参集要員のための宿舎（BCP用宿舎）の確保、不足する独身用・単身者用宿舎に対応するため既存宿舎の活用を図るほか、老朽化への対応に向けて具体的な検討を進めます。特に、合同宿舎（用語集参照）については、老朽度・立地条件・中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて、計画的かつ効率的な改修を推進します。</p>

定量的な測定指標						
[主要] 政 3-3-2-A-1 : 合同宿舎における改修工事の実施状況 (単位 : 棟)	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 目標値
	目標値	-	327	252	296	N. A.
	実績値	-	401	364	N. A.	
(注 1) 令和 5 年度の目標値は、令和 5 年 4 月に合同宿舎の維持整備計画を策定することとしているため、令和 6 年度の実施計画に記載します。 (注 2) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 6 月に確定し、令和 4 年度の実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国有財産調整課調						
(目標値の設定の根拠) 合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度 4 月 1 日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。当該計画(令和 5 年 4 月 1 日時点)に基づいた改修工事を着実に実行するため、目標値を設定しました。						
定性的な測定指標						
[主要] 政 3-3-2-B-1 : 庁舎の入替調整等の実施状況						
(令和 5 年度目標)						
庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。						
(目標の設定の根拠)						
現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」 ○参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」 ○参考指標 3 「宿舎戸数の推移」					

施策	政 3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分
取組内容	A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付け等を行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。 公共随意契約(以下「公共随契」といいます。)(用語集参照)による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性を確保します。

普通財産（用語集参照）の売却や貸付け等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、有識者による第三者チェックを行います。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します。

B 留保財産以外の未利用国有地で、地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。

C 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

D 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔^{けいはん}・脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

E 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売残り財産等については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

G 相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応していきます。

H 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表、令和5年2月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政 3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況 （単位：％）	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 目標値
目標値		100	100	100	100	100
実績値		100 (857)	100 (741)	100 (574)	N. A. (N. A.)	

(注 1) ()内は入札件数

(注 2) 処理率の算出方法については、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(注 3) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 6 月に確定し、令和 4 年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

政 3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況 （単位：％）	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 目標値
目標値		83.4 以上	83.5 以上	83.5 以上	83.7 以上	83.7 以上
実績値		83.6 (1,265)	83.5 (980)	83.5 (934)	N. A. (N. A.)	

(注 1) 目標値及び実績値については、申請書を受受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を 30 日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出しています。

(注 2) 実績値の () 内は、30 日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。

(注 3) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 6 月に確定し、令和 4 年度実績評価書に掲載します。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受受理してから売却価格を通知するまでの期間を 30 日以内（閉庁日を除く）としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政 3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

(令和 5 年度目標)

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(令和5年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-3-B-3：暫定活用の実施

(令和5年度目標)

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施

(令和5年度目標)

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

(目標の設定の根拠)

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施

(令和5年度目標)

相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生を抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。

政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分

(令和5年度目標)

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表、令和5年2月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式

	<p>については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。</p> <p>さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)等により、処分が求められているためです。</p> <p>また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。</p>
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「財務省所管一般会計所属普通財産(土地)の年度別現在額の推移」 ○参考指標 2 「未利用国有地の推移」 ○参考指標 3 「未利用国有地の状況」 ○参考指標 4 「一般競争入札における落札状況」 ○参考指標 5 「未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の売却結果の推移」 ○参考指標 6 「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」 ○参考指標 7 「第三者チェックの件数」
<p>施策 政3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実</p>	
<p>取組内容</p>	<p>A 国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各省各庁が所管する庁舎及び宿舍の公用財産等を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び余剰スペースの創出など有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る観点から監査を実施。 2 各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図る観点から監査を実施。 <p>こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100%実施するよう努めます。</p> <p>B 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。</p> <p>国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情</p>

報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。

C 国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。

D 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、国有財産レポートにおいて、最新の国有財産行政に係る取組を紹介します。

また、国有財産の各種統計や、「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。

すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表し、国有財産物件情報メールマガジンの配信や全国版空き家・空き地バンクへの登録など、積極的な情報提供を行います。また、活用可能な行政財産（用語集参照）についても積極的に情報提供を行います。

定量的な測定指標						
[主要] 政3-3-4-A-1：監査実施割合 (単位：%)	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	100.0 (510)	100.0 (499)	100.0 (476)	100.0 (426)	100.0 (424)
	実績値	100.5 (513)	82.5 (412)	99.1 (472)	N. A. (N. A.)	
(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の()内は年度当初計画の件数 実績値の()内は実績の件数 (注2) 令和4年度の実績値は、令和5年6月に確定し、令和4年度実績評価書に掲載します。 (注3) 令和2年度は、年度当初499件の実地監査を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1・四半期の監査の実施を見合わせざるを得ない状況となり、重点対象財産を優先的に実施するなど監査計画を見直し、計画件数を408件に変更し、この計画に対して412件の監査を実施しました。 (注4) 令和3年度は、緊急事態宣言の実施等により現地における確認が困難となった財産については、これを写真等に代えることや、相手方へのヒアリングをWEB等で行うことを可能とし、当初計画476件の監査を行うこととしました。その後計画変更により計画件数を480件へ変更しましたが、指摘の適否の判断に当たって写真等に代えることが困難で、現地における確認の必要がある財産のうち、まん延防止等重点措置の実施により現地確認を翌年度に延期した事案8件を除く472件の監査を実施しました。 (注5) 令和3年度の実績値については、小数点第二位以下を切り下げるべきところ、令和3年度評価書では繰り上げて記載していたため、数値を修正しました。 (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調						
(目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における						

深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に関連し、令和5年度においても令和3年度以降の取組を継続して、適切に監査を実施します。

政3-3-4-A-2：国 有財産増減及び現 在額総計算書等の 会計検査院への送 付日	年度	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度 決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)
	目標値	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬
	実績値	元.9.3	2.9.4	3.9.3	4.9.2	

(出所) 理財局国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

政3-3-4-A-3：国 有財産増減及び現 在額総計算書等の 国会への報告日	年度	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度 決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)
	目標値	元.11.20前後	2.11.20前後	3.11.20前後	4.11.20前後	5.11.20前後
	実績値	元.11.19	2.11.20	3.12.6	4.11.18	

(出所) 理財局国有財産情報室調

(注) 第207回臨時国会は令和3年12月6日に開会。

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

政3-3-4-A-4：国 有財産物件情報メ ールマガジンの登 録者数	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
	目標値	-	増加	増加	増加	増加
	実績値	9,357	9,666	10,044	N.A.	

(注) 令和4年度の実績値は、令和5年4月に確定し、令和4年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

より多くの国民の皆様は国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位：%)	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N.A.	

(注1) 一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。
(注2) 令和元年度の実績値は、制度の運用が始まった令和元年10月からの実績に基づく数値です。
(注3) 令和4年度の実績値は、令和5年5月に確定し、令和4年度実績評価書に掲載します。
(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標設定の根拠)

全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等とあわせて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。

より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実

(令和5年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託

(令和5年度目標)

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

(目標の設定の根拠)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「財務省所管普通財産の管理業務の状況」
	○参考指標2「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」
	○参考指標3「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」
	○参考指標4「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件掲載数」

政策目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	57,990千円	54,969千円	55,009千円	38,547千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	38,620千円 (注2)	35,109千円 (注2)	39,135千円 (注2)	38,547千円 (注2)	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	5,032千円	5,032千円	4,620千円	4,476千円	0013
(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営に必要な経費(公務員宿舎建設に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	19,370千円	19,860千円	15,874千円	-	0014
(項) 公務員宿舎施設費	7,666,572千円	7,360,726千円	7,463,915千円	7,435,663千円	
(事項) 公務員宿舎建設等に必要な経費(公務員宿舎建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	7,666,572千円	7,360,726千円	7,463,915千円	7,435,663千円	0014
(項) 財務局業務費	10,703,901千円	11,717,651千円	11,806,084千円	11,905,520千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	7,136,205千円	8,133,922千円	8,223,570千円	8,253,232千円	
内 普通財産管理処分経費	4,770,346千円	5,808,149千円	5,935,024千円	5,913,700千円	0016
(事項) 公務員宿舎の維持管理に必要な経費(公務員宿舎の維持管理に必要な経費)	3,567,696千円	3,583,729千円	3,582,514千円	3,652,288千円	0014
(項) 特定国有財産整備費(一般会計)	1,556,576千円	6,374,508千円	2,316,615千円	8,274,918千円	
(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計))	1,556,576千円	6,374,508千円	2,316,615千円	8,274,918千円	0015
(項) 特定国有財産整備費(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)	14,579,419千円	17,300,529千円	22,065,853千円	18,546,786千円	
(事項) 特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	3,534,913千円	4,702,807千円	8,902,389千円	9,589,367千円	0017
(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	11,044,506千円	12,597,722千円	13,163,464千円	8,957,419千円	0017
その他	807,203千円	524,207千円	532,021千円	647,930千円	行政事業レビューの対象外

	合計	35,371,661千円	43,332,590千円	44,239,497千円	46,849,364千円	
--	----	--------------	--------------	--------------	--------------	--

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 政府情報システム関連予算の令和2年度の予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和3年度及び令和4年度の予算額並びに令和5年度の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	令和6年6月
--------------	----------------------------------------------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- | |
|------------------------|
| 政3-4-1：国庫金の効率的な管理 |
| 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保 |
| 政3-4-3：国庫収支に関する情報提供 |

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政3-4-1：国庫金の効率的な管理

取組内容	<p>国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。</p> <p>市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等に無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-1-A-1：国内 指定預金（一般口） の平均残高 （単位：兆円）	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
	目標値	-	-	18.2 以下	19.9 以下	過去5年の平均以下 ^(注1)
	実績値	18.3	34.8	19.4	N. A. ^(注2)	

(注1) 令和2年度を除いた平成29年度から令和4年度までの5年の実績値の平均値です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いています。

(注2) 令和4年度の実績値は、令和5年6月までに確定し、令和4年度実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)						
<p>国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。</p> <p>具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。</p> <p>これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	<p>○参考指標1「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」</p> <p>○参考指標2「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」</p> <p>○参考指標3「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」</p>					
施策	政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保					
取組内容	<p>国庫金の出納事務は、会計法第34条第1項及び日本銀行法第35条第1項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされています。そのため、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中され、日本銀行により総括的な計算整理がなされているところ、財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。</p> <p>また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。</p> <p>（注）財務省では、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。</p>					
定量的な測定指標						
[主要]	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 ^(注1)	目標値	0	0	0	0	0
(単位：円)	実績値	0	281,839,877 ^(注2)	0	N. A. ^(注3)	
<p>（注1）各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。</p> <p>（注2）目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和2年度（元年度分）の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響による航空便の停止等を原因とする日本銀行宛小切手の未着という、やむを得ない事情により、歳入及び歳入歳出差引剰</p>						

<p>余金に差異 (281, 839, 877円) が生じている。 (注 3) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 6 月までに確定し、令和 4 年度実績評価書に記載します。 (出所) 主計局司計課、理財局国庫課調</p>	
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果 (一般会計歳入歳出主計簿) が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。</p> <p>日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<p>該当なし</p>

<p>施策</p>	<p>政3-4-3 : 国庫収支に関する情報提供</p>
<p>取組内容</p>	<p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html)</p> <p>A 国庫と民間との間における資金受払の収支 (国庫対民間収支) に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します (年12回)。</p> <p>B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金 (用語集参照) の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します (年4回)。</p> <p>C 「財政金融統計月報 (国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します (年1回)。</p>

<p>定量的な測定指標</p>						
<p>[主要] 政3-4-3-A-1 : 国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位 : %)</p>	<p>年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度 目標値</p>
	<p>目標値</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>
	<p>実績値</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>N. A. (注)</p>	<p></p>

<p>(注) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 6 月に確定し、令和 4 年度実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。</p> <p>①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回) ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

政策目標に係る予算額	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度当初	令和 5 年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	134,179千円	66,350千円	5,495千円	5,729千円	
(事項)国庫金の管理に必要な経費	134,179千円	66,350千円	5,495千円 ^(注2)	5,729千円 ^(注2)	

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 4に係る予算額を記載しています。

(注 2) 政府情報システム関連予算の令和 4 年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国庫課)	政策評価実施予定時期	令和 6 年 6 月
--------------	----------	-------------------	------------